

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 水沢中継所空調設備更新外工事 |
| 2 施 工 場 所 | 長野県木曽郡木曽町日義4109-131 水沢中継所
長野県木曽郡木祖村大字小木曽216-5 十王橋観測局 |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和 7年12月19日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 一般競争(指名競争)参加資格業者のうち工事の工種区分「暖冷房・衛生設備工事」、「電気工事」の認定を受けていること。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する
ことができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、
持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。 |
| 3)見積書
提出期限 | 令和7年10月20日 12:00 まで |
| 4)提 出 先 | 〒509-7202 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5)担 当 者 | 総務課 梶田 |
| 6)質 問 書
提出期限 | 令和7年10月15日 12:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。 |
| 7)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度
の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7
年10月21日12:00 までとします。 |
| 8)そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはで
きません。 |
| 4 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日
(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額
に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

水沢中継所空調設備更新外工事 仕 様 書

第 1 節 総 則

1-1 適 用

この仕様書は、「水沢中継所空調設備更新外工事（以下「本工事」という。）」に適用する。

1-2 概 要

本件は、水沢中継所のルームエアコン更新、十王橋観測局の換気扇の更新及び十王橋観測局の引込柱支線へのつる防止カバーの設置を行うものである。

1-3 工事場所

長野県木曽郡木曽町日義 4109-131 水沢中継所

長野県木曽郡木祖村大字小木曽 216-5 十王橋観測局

1-4 工 期

契約締結翌日から令和 7 年 12 月 19 日まで

1-5 工事数量等

工事数量総括表のとおりとする。

第 2 節 材料仕様

2-1 ルームエアコン

室外機と室内機を冷媒管で接続するルームエアコンとし、寒冷地仕様とする。

なお、寒冷地仕様とは、低い外気温下でも素早く大量の熱交換ができるよう、通常より大きな熱交換器と高性能コンプレッサーを搭載し、霜取りの原因となる凍結を防止するためのヒーターが付いているものをいう。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 室内機形式 | 壁掛形 |
| (2) 冷房能力 | 4.0kW 程度 |
| (3) 暖房能力 | 6.0kW 程度 |
| (4) 電 源 | 単相 AC200V、60Hz |
| (5) 消費電力 | 最大 3960W 程度 |
| (6) 冷媒種別 | R32 |
| (7) 機 能 | 復電後に運転を継続する機能を有すること（停電自動復帰） |
| (8) 付属品 | リモコン、壁面取付金具、冷媒管（5m 程度）、ドレンホース（1.5m 程度）、内外接続ケーブル（VVF、5m 程度）、配管化粧カバー（5m 程度） |

2-2 冷媒フロン回収及び破壊処理

空調設備（MSZ-SV50RS、冷房能力：5.0kW）撤去に伴い発生する冷媒フロンについて、フロン排出抑制法に基づき適正に処理を行うものとする。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 冷媒フロン | R410A |
|-----------|-------|

- (2) 封入量 1.10kg
- (3) 費用 基本料金、回収料金、処理費及び器材使用料

2-3 換気扇

- (1) ファン径 150mm
- (2) シャッター 連動式
- (3) 電源 AC100V

2-4 ウェザーカバー

- (1) 寸法 ファン径 200mm 用
- (2) 材質 ステンレス製
- (3) その他 防虫網（ステンレス製）を有すること。

2-5 換気扇用温度スイッチ

- (1) 電源 単相 100V、50/60Hz、コンセントアダプタータイプ
- (2) 設定温度範囲 5℃～40℃
- (3) 制御容量 2A
- (4) 周囲条件 温度 0℃～40℃、相対湿度 90%以下

2-6 つる防止カバー

電柱の支線等に取り付けて、支線に巻き付いた植物のつるが支線上部まで成長することを妨げるためのカバー。

- (1) 形状 ドーム型
- (2) 色 黒色
- (3) 寸法 $\phi 400 \times 450\text{mm}$ 程度

第3節 施工内容

3-1 水沢中継所空調設備更新

- (1) 冷媒管や室外機の電源線には配管化粧カバーで保護することとする。
- (2) 現場発生品処分及び冷媒フロンの処理については、法令等に基づき受注者において適正に行うこととする。
- (3) 室内機については、既設と同等の場所に設置するものとし、室外機については、参考図の場所に設置するものとする。なお、壁面に設置されている室外機取付架台については室外機の新設場所に移設して流用するものとする。架台の取付高さについては、冬期の積雪を考慮して既設架台と同等以上の高さに設置するものとする。

3-2 十王橋観測局換気扇更新

壁面とウェザーカバーの隙間に雨水侵入を防止するコーキング等を行うものとする。

3-3 十王橋観測局つる防止カバー設置

つる防止カバーについては、引込柱支線の上部に取り付けるものとする。

第4節 石綿使用の有無

4-1 受注者は、工事開始前に以下の対象箇所について石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を有資格者により行わなければならない。分析調査は、定性分析によりアスベストの含有を確認するものとする。

(1) 水沢中継所外壁 1 検体

(2) 十王橋観測局外壁 1 検体

4-2 受注者は、工事開始前に石綿障害予防規則に基づき、「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。なお、石綿使用が認められた場合は、必要な処置を施すとともに撤去内容等については担当者と協議し、その指示に従うものとする。

第5節 仕様書の変更等

本件にあたり、内容変更が必要と判断した場合は、担当者と協議するものとし、内容変更する場合は設計変更の対象とする。

第6節 疑義等

受注者は、本件に明記されていない事項又は本件について疑義がある場合は、担当職員と協議のうえ決定するものとする。

以上

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 水沢中継所空調設備更新外工事

独立行政法人 水資源機構

工事数量総括表

工事名	水沢中継所空調設備更新外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
空調設備		式		1		
空調設備		式		1		
電気設備		式		1		
空気調和設備設置工	ルームエアコン(室内機壁掛け) 定格冷房能力:4.0kW以下 (架台設置含む)	台		1		
空気調和設備設置工	冷媒用銅管(電気配線を含む)	m		5		
換気扇設置工	換気扇(200φ以下)、ウェザーカバー、換 気扇用温度スイッチ	台		1		
つる防止カバー設置工		個		1		
空気調和設備撤去工	ルームエアコン(室内機壁掛け) 定格冷房能力:6.3kW以下 架台撤去(再使用)含む	台		1		
空気調和設備撤去工	冷媒用銅管(電気配線を含む)	m		14		
換気扇撤去工	換気扇(200φ以下)、ウェザーカバー	台		1		
現場発生品運搬	クレーン装置付2t級2t吊、片道運搬距離 (km):32.5km以下、運搬回数1回	式		1		

工事数量総括表

工事名	水沢中継所空調設備更新外工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費(率計上)		式		1		
共通仮設費(技術管理費)	アスベスト定性分析費用	式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

水沢中継所空調設備更新外工事

参考図

令和7年10月

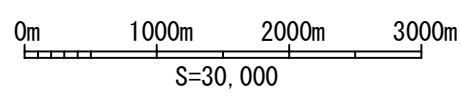
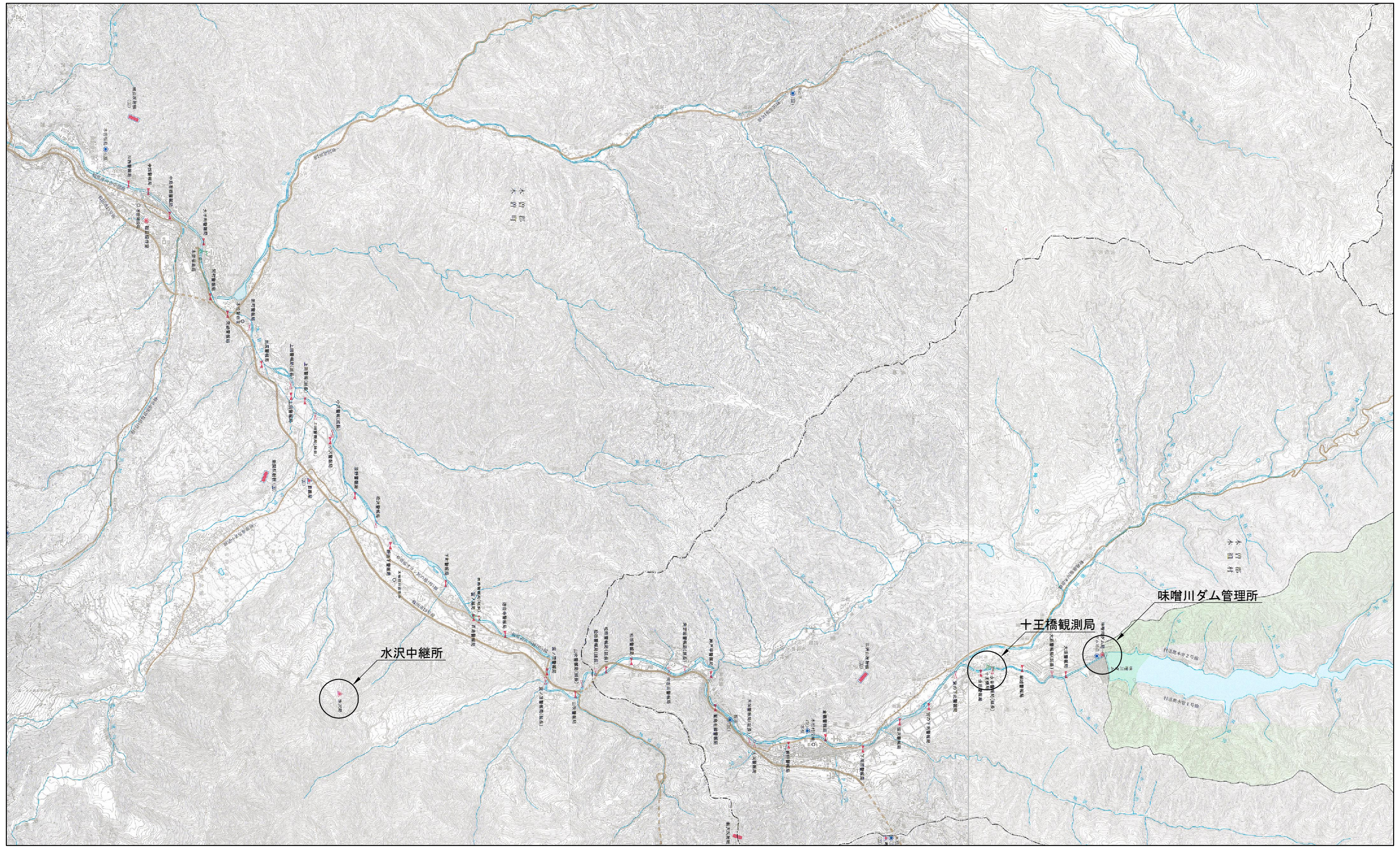
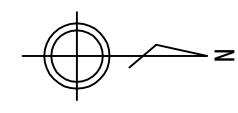
独立行政法人水資源機構
木曽川上流ダム総合管理所

目

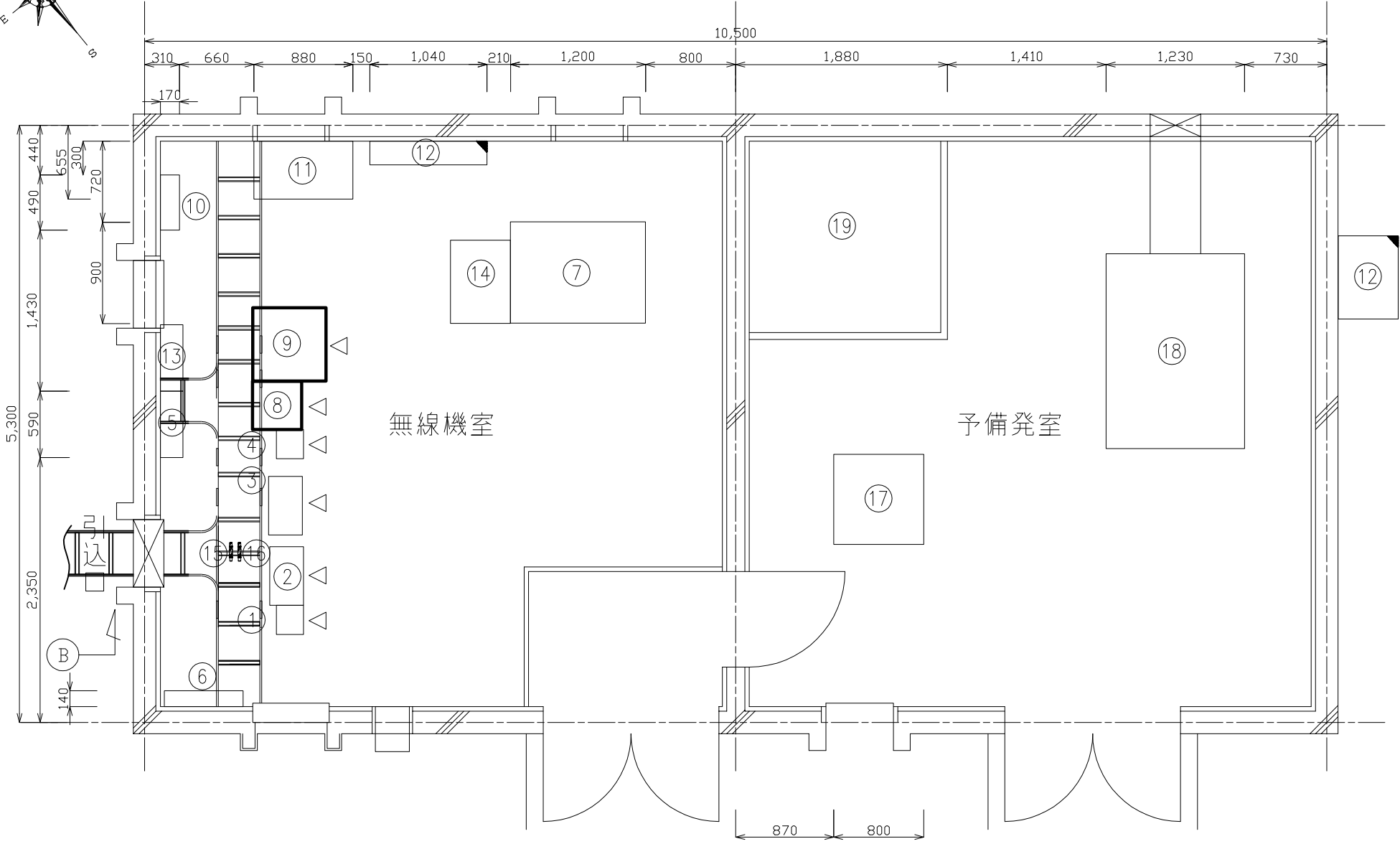
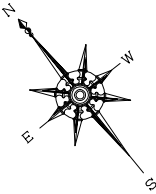
次

整理番号	図 面 名 称
1	位置図
2	水沢中継所機器配置図(既設)
3	水沢中継所機器配置図(更新後)
4	水沢中継所空調設備現況写真
5	十王橋観測局現況写真

位置図



工事名 水沢中継所空調設備更新外工事	
名 称	位置図
登録番号	整理番号 参考図-1
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所	



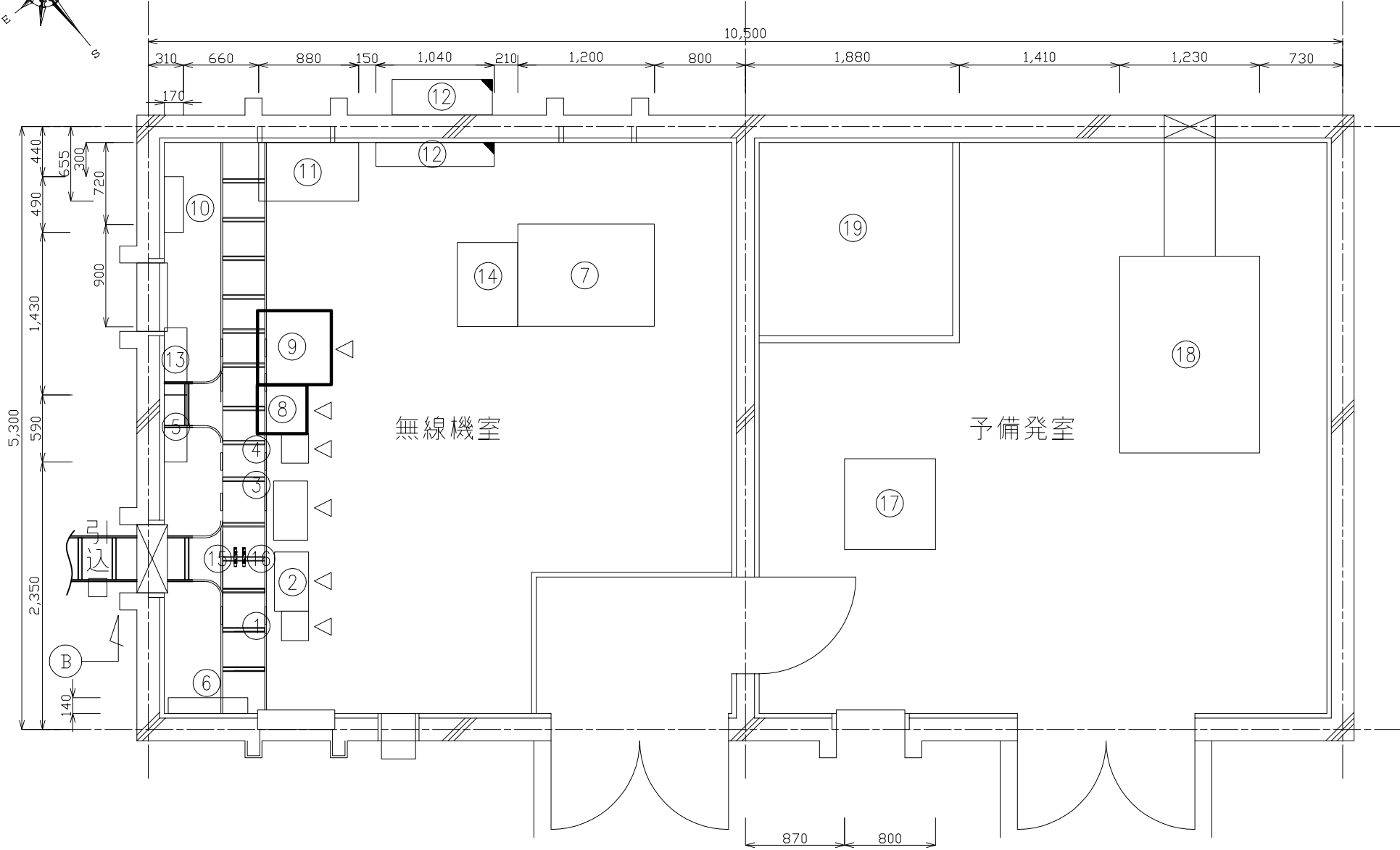
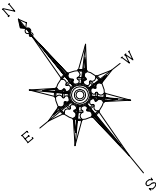
水沢中継所 機器配置平面図
縮尺1/50

機器一覧表		
N0.	機 器 名 称	備 考
①	7.5GHz帯PCM 小容量多重無線装置（三笠向け）	
②	テレメータ無線中継装置	
③	放流警報無線中継装置	
④	移動無線電話装置	
⑤	中継端子盤（MDF）	
⑥	L-1 分電盤	
⑦	直流電源装置（48V）	
⑧	小容量デジタル端局装置	
⑨	被監視制御装置	
⑩	デハイドレータ	
⑪	IP系 収容架	
⑫	空調設備	
⑬	直流分電盤	
⑭	DC—DCコンバータ（48V→24V）	
⑮	同軸避雷器（送信用）	
⑯	同軸避雷器（受信用）	
⑰	配電盤	
⑱	予備発電装置15kVA	
⑲	燃料小出槽	

凡例

 : 本工事対象

工事名		水沢中継所空調設備更新外工事
名 称		水沢中継所 機器配置図（既設）
登録番号	整理番号	参考図-2
独立行政法人水資源機構		木曽川上流ダム総合管理所



水沢中継所 機器配置平面図
縮尺1/50

機器一覧表		
N0.	機 器 名 称	備 考
①	7.5GHz帯PCM小容量多重無線装置（三笠向け）	
②	テレメータ無線中継装置	
③	放流警報無線中継装置	
④	移動無線電話装置	
⑤	中継端子盤（MDF）	
⑥	L-1分電盤	
⑦	直流電源装置（48V）	
⑧	小容量デジタル端局装置	
⑨	被監視制御装置	
⑩	デハイドレータ	
⑪	IP系 収容架	
⑫	空調設備	
⑬	直流分電盤	
⑭	DC-DCコンバータ（48V→24V）	
⑮	同軸避雷器（送信用）	
⑯	同軸避雷器（受信用）	
⑰	配電盤	
⑱	予備発電装置15kVA	
⑲	燃料小出槽	

凡例

 : 本工事対象



既設室内機と同じ場所に新しい室内機を設置



新設室外機設置位置（架台は流用）

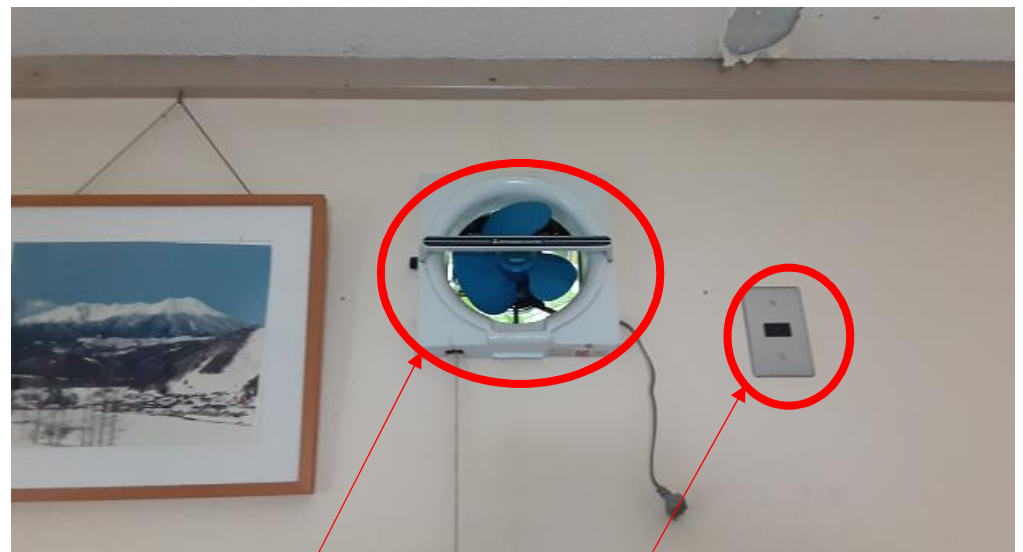


既設室外機（架台は流用）

工事名	水沢中継所空調設備更新外工事
図面名	参考図－４ 水沢中継所空調設備現況写真
発注者	独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所



つる防止カバー取付位置



更新対象換気扇（同位置に新しい換気扇を取付）

換気扇用温度スイッチ取付位置

工事名	水沢中継所空調設備更新外工事
図面名	参考図－5 十王橋観測局現況写真
発注者	独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年10月10日に交付された「水沢中継所空調設備更新外工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。